

8-1
no 35-2

GAa1/1

8-1-35-2

あかるい家庭の建設のために
—— 第8回婦人週間実施のしおり ——



女性と仕事の未来館



00941192

労働省 婦人労働課



31. 3 19

20部.



はし がき

この手引は、第八回婦人週間の主旨と、その運動方針を解説して、この行事を徹底するための参考に供するものであります。

昭和三十一年三月

労働省婦人少年局

目次

一、婦人週間の意義……………	一
二、第八回婦人週間の構想……………	一
(一) 目標および強調事項について……………	一
(二) スローガンについて……………	二
(三) 行事の運営について……………	三
三、本週間の運動方針……………	三
四、第八回婦人週間の主旨(目標の説明)……………	四
(一) 家庭の意義と機能について……………	四
(二) 近代社会における家庭……………	五
(三) 日本社会における家庭……………	六
付	
(一) 第八回婦人週間開催要綱……………	八
(二) 前回までの目標とスローガン……………	一〇
(三) 全国婦人会議開催要領……………	一一

婦人週間実施のしおり

一、婦人週間の意義

婦人の地位の向上は、戦後の日本社会において行われた、最も大きな変革の一つと考えられますが、この新しい婦人の地位を決定的に確立したのは、婦人参政権の獲得であります。すなわち、参政権を通じて婦人は政治に参加し、婦人の地位の向上のためのよりよい立法、よりよい行政を促進することができるようになります。

この婦人参政権がはじめて行使されたのは、昭和二十一年四月十日に行われた第二十二回衆議院議員選挙のときです。この日こそ、先覚的な婦人たちの永年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましよう。

この日を記念して、労働省では四月十日からの一週間を「婦人週間」とし、昭和二十四年以来、毎年、婦人の地位の実質的な向上のための運動を展開してきました。すなわち法律や制度の上では男女の平等がうたわれていますが、実際には婦人に対する社会の態度にはなお封建的な偏見や習慣が残っており、また婦人自身の自覚や実力も欠けていることが多い状態なので、とくにこの週間をもうけて、全国的に関心をよびおこし、婦人の地位の実質的な向上をはかることが必要と考えられるのです。

二、第八回婦人週間の構想

(一) 目標および強調事項について

○目標 婦人の力を役立たせる

○強調事項 とくにあかるい家庭の建設のために婦人のもつ力を役立たせる

労働省では、例年の婦人週間に当って、その時々において婦人の地位の向上のために最も重点的にとりあげるべき問題を選んで、週間の運動目標としています。第一回から第五回の婦人週間には、主として意識の面の向上、考え方の近代化という点から目標を選び、第六回および第七回は、実力の面の向上についてとりあげましたが(別項「婦人週間の目

標」参照)、本年は婦人の力を役立たせることを目標といたしました。婦人の地位向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時に、そのもつ力を役立たせることが必要であると考えられるからであります。すなわち、従来は婦人自身の成長ということに重点をおきましたが、婦人の地位の向上はそれのみでは確立されず、うちにある力を他に及ぼして、周囲をよりよく改善していくという実践を伴つてはじめて、一人前の人間として、その地位が確立されると考えられるからであります。また、婦人の地位の実質的な向上と社会の進歩発展とは相関々係にあり、社会の発展に貢献することは、婦人の地位を高めるための社会的な条件の整備をうながすこととなりますので、婦人のもつ力を實際生活において役立たせることによつて、さらに婦人の地位の向上をはかるうとするものです。

婦人の力を役立たせる場は無数に考えられますが、本年は社会を構成する最も基礎的な単位であり、明日への力の再生産の場である家庭の問題をとりあげました。すなわち、日本社会における家庭を近代国家にふさわしくあかるいものとするための婦人の力の發揮を強調します。この目標の内容についてはあとにのべます。

なお、週間の目標の選定にあつては、全国的に団体や個人にアンケートを出して各方面の意向を参考にしました。

(二) スローガンについて

(みんなて日本の家庭を明るく)

例年、週間の目標を具体的に示して一般によびかけるために労働省ではスローガンを設けています。今週間は、あかるい家庭の建設のために婦人のもつ力を役立たせることを目標としますが、これは個人の家庭をあかるくするといふ意味ではなく、日本社会における家庭全般の近代化を意味します。そしてそのためには、みんなの協力が必要です。すなわち、日本社会における家庭全般の近代化のために個人も社会も努力しようという意味で、標記のスローガンをもうけます。

しかし、このスローガンはあくまでも労働省としてのスローガンであつて、協力機関や参加機関がそれぞれの立場から独自のスローガンを設

けられることを阻むものではありません。

(三) 行事の運営について

婦人週間には、例年各関係官公庁はもとより民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関等が協力、又は参加して、全国的にいろいろな行事が展開されますが、すでに七回にわたる実施によつて婦人週間はひろく一般に普及し、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施する段階になつています。

それで、労働省としては、本週間の目標や運動方針を明瞭にし各機関に協力または参加を依頼いたしました。その具体的な行事の運営については、各機関の自主的な動きにまづことを原則としております。

三、本週間の運動方針

労働省では、中央および地方の出先機関を通じて本週間の運動を展開しますが、その運動の重点とするところは

- 1 日本社会における家庭の現状はどうなつていのかを検討する。
- 2 日本社会における家庭をあかるくするために婦人の力の発揮をうながす。

- 3 近代社会における家庭の意義について社会一般の認識をうながし、家庭の機能がよりよく発揮できるための環境の整備をはかる。

ということです。

◎近代社会における家庭の意義については次の諸点を強調する。

(1) 個人的な面から見た場合

(成員に精神的、経済的な安定を与え、幸福をもたらす場としての役割)

○愛情生活の充足の場

○衣・食・住を充足する場

○人格形成の場

○老幼者の保護の場

(2) 社会的な面から見た場合

(社会の進歩発展に寄与する役割)

- 次の世代の育成の場
 - 労働力の再生産の場
 - 国民性の形成の場
- ◎日本の家庭をあかろくするにはどうすればよいかについては、個人の役割、近隣との関係、国家社会との関連について考える。

- 民主的な家族関係の確立
- 生活技術の合理化
- 交際の面における因習、虚礼の廃止
- 家庭経済の安定
- 家庭軽視の慣習の是正
- 社会福祉の増進
- 社会保障制度の充実

四、第八回婦人週間の主旨

(目標の内容)

啓蒙活動における観点について、少しくわしくのべておきます。

(一) 家庭の意義と機能について

家庭は、夫婦とその子供や父母、さらに兄弟姉妹などの近親関係にある人々の集団である家族が、日々の生活をいとなむ場所であります。この家庭に私たちは生れ、その生活の大部分をおくります。すなわち家庭の中で出生し成長し、自らもまた結婚して家庭を形成して生きていくということは、人間の基本的な生活様式であります。

人は乳児期からその大部分の時間を家庭でくらし、そこで言葉をおぼえ、是非善悪の判断をまなび、他人との交渉の仕方をつらなり、生活の型を身につけ、人間として成長していきます。家庭で形成される性格は、人間の性格形成の土台になるもので、民族的性格の相違が、家庭におけるしつけ方のちがいによつて説明されるほどです。また、家庭で習得する生活の習慣は、その社会の風俗を大きく特徴づけます。さらに、個人がどのような家庭生活をいとなむかは、社会全体の健康、生産力、また文化や政治の性格をも左右します。

このように家庭は、個人の幸福を左右し、国家社会の進歩発展を決定する重要な意義と機能をもつものです。この家庭の問題をとりあげ、日本社会における家庭を近代国家にふさわしいあかるいものとするために、婦人の力を役立てようというのが今週間の目標です。

(二) 近代社会における家庭

血縁集団としての家族は、人類の歴史とともに古い集団ですが、その集団がどのような形態の家庭をいとなむかは、時代や国の相違、あるいは階級や職業の相違によつてかなり異つています。一般に農業社会においては、家庭は非常に多くの機能をもっていました。家庭は家族員に心身の安定をあたえるという基本的な機能をもつ他に、それ自身が生産の単位であり、家業や処世を教える教育の場所でもあり、病人の看護、娯楽、社交などもすべて家庭の中で行われていました。しかし、工業化の進展とともに直接生産者と生産手段の分離が進み、家庭は生産の場所ではなくなつてきます。そして近代の社会では、教育は大幅に学校に譲りわたされ、養護の機能の大部分は病院に、娯楽も家庭外の場に、裁縫や洗濯さえも専門家にとつていくうちに、かつて家庭の持つていた機能の多くが、外部の諸集団に移されて、家庭は単なる消費単位へとかわる傾向をみせます。したがつて人々の生活は家庭外に拡大し、生活の多くの部分が家族を一応離れて個人として行われるようになり、同時に家族構成も大家族から小家族へと分化します。これらの変化に伴つて、家族員に対する家庭の拘束は弱くなり、また家族同士の関係にも変化がおき、家庭は、形式的權威的な制度に根底をもつものから、お互いに愛情や理解や合意というような人格的な相互関係に基づく友愛を基盤とする集団に移る傾向を示します。

こうした家庭の機能の変化に伴つて、国家の政策にも転換が行われ、従来家族の責任とされていた扶養の義務を国家が大幅に担当し、また児童手当、老令年金等を支給して家庭生活の安定をはかるような方策が発達してきました。とくに工業化―家族の分化の早くから行われたヨーロッパの諸国では、この家庭の機能の変化に即応するゆきとといった社会保障制度の実現をみております。

このように、社会の分化と発展に伴つて家庭の形態や機能は大きな変化を示してきました。そして一般に近代社会においては家庭の機能として、人格的結合という面が強くなり、夫婦の間の愛情の充足、子供の人格形成という機能がクローズ・アップされます。すなわち、夫婦が愛情をみだしあつて心身の安定を得、健全な子供を社会におくりに出すということが、個人的にも社会的にも家庭の最も大きな機能として期待されるようになります。このほかにも家族構成によつては、他の家族員同士の愛情の交換や、老幼者の保護指導、というような機能も依然みられます。そして、これらの人格的な機能は、今後の社会においても家庭に残るといことが、人間性の上から当然のこととみられています。

(三) 日本社会における家庭

日本社会では、明治以来の急速な工業化にもかかわらず、終戦をむかえるまで家庭の近代化はきわめて遅れていました。すなわち、個人よりも「家」を優先させ、また家族員相互の間に、家長を筆頭としたきびしい身分的序列をもうけた家族制度のもとでは、家庭形成の出発点である結婚が、男女の合意としてではなく、「家」と「家」との結合——家の都合を本位とした——として行われ、また一般に男女は幼時から社会的に隔離され差別されていたため、男女が対等な人格として友情や愛情を発達させる機会も少く、したがつて夫婦の間の人格的結合はきわめて貧しいことが多かつたといえます。こうして家庭は夫婦の愛情の充足の場と相互の人格の発展の場としては存在し得ず、夫は家庭の外に愛情やくつろぎや友情を求め、妻は人間性を圧殺され、満されぬ愛情を子供に集中して盲愛するということが、珍しいことではなかつたのです。このような家庭生活のありかたが、一方において日本社会に大規模な売笑制度を発達させて男女の人格を低下させ、また一方において、妻から人間としてのゆたかな個性の発達をうばつていたといえます。

さらに他の家族員の場合も、たえまない感情の抑制と、複雑な家族構成のために、家庭の中に心理的緊張が強いのので、家庭は家族——特に

序列の下位のもの、例えば嫁—のためのいこいの場となり得ないことが多かったのです。またこうした前近代的な人間関係の場にさらされて育つ子供は、しばしば攻撃的性情となり、あるいは權威主義、事大主義、男尊女卑主義の持主となり、それが日本社会の民主化を妨げていたことはあきらかな事実です。

家庭を個人の幸福追求の場としてでなく、「家」を存続するための制度として期待する社会通念は、生活技術の面における家庭の近代化をも阻み、儀式や来客のための行事が重要視され、家族のための日常の生活は粗末にされました。特に女は一日中家の中で働いていることが要求されたため、家事の合理化や機械化はむしろ排撃さえされたのです。そのために家庭生活の内容を貧しくし、家庭外の娯樂を発達させまた多産と相まつて妻を過労におとし入れていました。

また社会の慣習の中でも家庭は輕視され、「家」同士の儀礼的なものは別として、交際はほとんど家庭外で行われ、夫の交友関係には妻は無縁のものとして扱われていました。たとえば「宴会」と称する形式の社交がもつばら行われて、そのために妻や家庭がかえりみられなくても当然のこととする風潮が支配的でした。

あるいはまた、国の政策としても家庭の安定を保障する方策はほとんどとられていませんでした。工業化に伴つて勤労者人口が増加し、その扶養能力は低下しているにもかかわらず、家族制度の名のもとに、六親等までを含む家族員の扶養や救済は、全面的に家庭の責任にされていたのです。

このように旧憲法下の日本の家庭は、近代的な「ホーム」の概念とはほど遠いものであることが多く、近代社会における家庭の機能を十分に果していなかったとみられます。「日本には家はあつても家庭はない」といわれたゆえんです。

戦後の改革によつて法律上は「家」の制度は廢止されて近代的な秩序が確立され、また社会一般の価値観にもかなり大きな変化があつて、従来の個人を埋没した制度的な家庭生活に代つて、愛情を尊重する風潮が抬頭してきました。また婦人の職業機会の拡大、社会的地位

の向上も加わつて、特に都市の若い世代の間には、家庭の近代化が意識の面では急速に進展しています。また社会保障の拡充のための努力も大きく払われています。しかし、實際生活の面ではいまだ多くの問題が家庭生活の近代化をはばんでいることも明らかな事実です。ここに日本社会における家庭の様相について検討と、反省を行いたいものです。そして、あかるく近代的な家庭の建設の障害となるものがあるとすれば、それらの要因を排除するために、考え方の改革と、それに基く努力と工夫がのぞまれます。

付 (一)

第八回 婦人週間開催要綱

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身及び社会一般が不断の努力を重ねるとともに一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要と考えられるところから、昭和二十四年以来年わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月十日に始まる一週間を婦人週間として全国的に婦人の地位向上のための行事を行つてきましたが、今年は左によつて第八回を開催します。

一、目 的

婦人の地位向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時に、そのもつ力を實際生活に役立たせることが必要であります。さらに婦人の地位の實質的な向上と社会の進歩発展とは、相関々係にあることが考えられますので、社会の発展に貢献するために婦人のもつ力を役立たせることがきわめて肝要であります。

ここにおいて社会を構成する最も基礎的な単位であり労働力再生産の場である家庭の問題をとりあげ、近代国家にふさわしい、あかるい家庭を確立するために、婦人がその力を發揮するようにながし、さらに家庭の成員である男子の理解と協力を得るとともに、社会における家庭の意義について一般の認識を深め、もつて婦人の地位の實質的向

上及びわが国の社会的進歩に寄与することを本週間の目的とします。

二、目 標

婦人の力を役立たせる

三、強調事項

とくにあかるい家庭の建設のために婦人のもつ力を役立たせる

四、スローガン

みんなで日本の家庭を明るく

五、名 称

婦人週間

六、期 間

昭和三十一年四月十日（火）から十六日（月）までの一週間

七、主唱機関

労働省

八、協力または参加を依頼する機関

人事院	総務府	自治庁
法務省	外務省	大蔵省
文部省	厚生省	農林省
運輸省	郵政省	建設省
最高裁判所	地方公共団体（都道府県・市町村）	
日本電信電話公社	各教育委員会	日本銀行
日本放送協会	社会福祉団体	文化団体
協同組合	婦人団体	青年団体
経営者団体	労働団体	新政党
国際関係諸機関	職能団体	新聞社
雑誌社	民間放送各社	

九、実施事項

（一）主唱機関では次の事業を行う

- 1 婦人問題会議——中央及び地方（N・H・Kと共催）
- 2 婦人週間大会——中央（N・H・Kと共催）
- 3 婦人週間地方大会——地方
- 4 資料の作成配布
- 5 機関紙（誌）による主旨の徹底
- 6 報道機関による宣伝
- 7 その他

（二）

協力または参加する機関では、それぞれの機能に応じて、この週間の目的にそつた事業を自主的に行う。スローガン等も独自に

設けられる。

十、経費

(一) 主唱機関が行う事業の経費は主唱機関が負担する。

(二) 協力または参加する機関が行う事業の経費は各機関が負担する

付 (二)

前回までの目標とスローガン

第一回婦人週間(昭和二十四年四月十日～四月十六日)

○目 標 (一) 婦人の解放に関する法律の正しい理解

(二) 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること

(三) 婦人の地位向上のために役立つ既存施設の周知徹底

○スローガン 「もつと高めましょう」

私たちの力を、私たちの地位を、私たちの自覚を」

第二回婦人週間(昭和二十五年)

○目 標 (一) 家庭から封建性をなくしましょう

(二) わたくしたちの権利と義務を知りましょう

○スローガン (目標と同じ)

第三回婦人週間(昭和二十六年)

○目 標 (一) 婦人の市民としての意識を高める

(二) 婦人の市民活動を促進する

○スローガン 「社会のために役立つ婦人となりましょう」

第四回婦人週間(昭和二十七年)

○目 標 婦人の地位の再認識とその向上

○スローガン 「よりよい社会をつくるため

権利と義務をいかしましょう」

第五回婦人週間(昭和二十八年)

○目 標 婦人の自主性の確立

○スローガン 「のびましょう 自分で考え 行動する力」

第六回婦人週間（昭和二十九年）

○目 標 婦人の実力の涵養

○スローガン 「婦人の実力をそだてましょう」

—— 家庭や社会の経済生活において ——
第七回婦人週間（昭和三十年）

○目 標 社会人としての婦人の実力の涵養

—— 個人関係、地域社会、職場等において ——

また世論形成者として ——

○スローガン よりよい社会をつくる力になりましょう

付 (三)

第八回 婦人週間全国婦人会議開催要領

一、趣 旨 近代国家にふさわしい明るい家庭をつくるにはどうしたら

よいかを究明して、婦人の力をそのために役立たせるようう
ながすと同時に、社会における家庭の意義について一般の認
識を深めるためにこの会議を開催する。

二、名 称 全国婦人会議

—— 日本の家庭を明るくするために ——

三、主 催 労働省 日本放送協会

四、期 日 四月十四日（土） 十五日（日） 十六日（月）

五、会 場 産経会館 NHKホール

六、会議の構成 会議は部会及び総会によつて行われる。部会は四部会に
分けられ、十五名の会議員と一名の討論補助者（専門家）によつて
構成され、次の討論内容により討議がなされる。各部会の討論内容
は合同部会に報告され、討議に付されるほか、会議の経過および内
容は総会において報告される。
なお総会においては討論補助者（専門家）のみによる討論も行われ
る。

七、討論の内容

(一) 近代社会における家庭の意義

- 1 社会の構成単位としての家庭の役割りは何か
- 2 現在家庭の機能は十分果されているか

(い)この場として、子女の養育の場として
(労働力再生産の場として、相互扶助の場として 等)

(二) いかにして家庭を明るくするか

人間関係 生活技術 家庭経済 家庭と職業
交際 等の面において

八、参加者の範囲及び人数

(一) 会議員

会議員は全国都道府県より約六十名を別記選考方法によつて選定する。

(二) 討論補助者

当該問題について有識者を依頼する。

(三) 傍聴者

会議は一般公開とし、男女を問わず傍聴をみとめる。

(四) 特別傍聴人

東京都在住の男子約二〇名に特別傍聴人として傍聴及び意見発表を依頼する。

九、会議日程

四月十四日(土)

午前開会式 主催者並びに来賓挨拶
会議運営の説明

午後部会

討議

合同部会 部会報告及び質疑

四月十五日(日)

午前部会

討議

合同部会 部会報告及び質疑

四月十六日(月)

午前総会

会議経過報告

特別傍聴人の意見発表

専門家討論

一〇、会議出席者募集規定

一般より希望者を公募し、中央に選考委員会を設けて書類審査により選考する。

(一) 募集人員

六〇名

(二) 応募資格

満二十才以上の女子、学歴、職業を問わない。

(三) 応募方法

応募者は略歴及び所感文を二月末日迄に婦人少年室

又は日本放送協会全国各放送局宛送付する。

○略歴には氏名、年令、住所、學歷、職歴、配偶者の有無及びその職業、子供の数を記入し、婦人会、青年団、労組、主婦グループ等々組織に所屬している場合は組織名及び活動状況を簡単に記載する。

○所感文は次の二題の中より一題を選び四〇〇字原稿三枚程度にまとめる。

「近代社会における家庭の意義について」

「私はこうして家庭を明るくしている」

(四) 選考方法

中央に選考委員会を設け、府県別のわりふりを考慮して書類審査により選考する。

(五) 出席者の発表

三月下旬出席決定者各自に通知すると同時にラジオ放送及び新聞紙上に発表する。

十一、経費

会議開催費並に会議員の旅費及び滞在費は主催者の負担とする。

